

伊東圭介葉山町議会議長 様

(仮称)葉山町堀内P J (事業者;大和ハウス工業株式会社)による  
老人ホーム建設計画に関する陳情書

## 1 陳情の趣旨

(仮称)葉山町堀内P J計画における現建物の解体、及び建設工事着工前に、老人ホーム経営者による住民説明会を求める陳情

## 2 理由

(仮称)葉山町堀内P J (事業者;大和ハウス工業株式会社)による老人ホーム建設計画においては、葉山町別荘第一号地のまだ十分使用可能な現建物を解体し新規に老人ホームを建設する計画となっております。

しかし計画地の接道条件となっている北側町道には非常時に解錠される階段があるだけで、出入り口は南側町道に5.78mの狭い間口部分のみの通り抜けできない袋小路状となっており、入居者の安全確保の観点から横浜市においてはこの立地条件では健常者の集合住宅であっても条例違反とされ建設は出来ません。

また、この国道に繋がる前面道路は幅員が6m未満の箇所が複数ありますが、真名瀬、芝崎、森戸などの海岸地域、保育園と葉山町役場、葉山小中学校等など行政地区を結ぶ重要な通りとなっており、交通量も多く一日を通し沢山の町民が行き交い、また緊急時の避難経路及び通学路にもなっております。

しかし、公共交通機関である最寄りバス停からは坂道を上がらなくてはならず多くの訪問者が自家用車かタクシーを使用することが予想されますが、敷地内には9台分の駐車場しかなく、敷地内に入りきれない訪問者や事業者等の車両が、狭い町道上で待機状態となり交通障害を引き起こす懸念があります。この町道における交通障害を、老人ホーム管理者は、管理事務室が町道を直接監視することができない位置にあるため、直接誘導整理することができません。

更に、当計画地は土砂災害警戒区域(土石流)に指定されており、土砂災害防止法により老人ホーム経営者には近隣住民との協力の上での避難確保計画提出が義務付けられていますが、入居者だけでなく近隣住民の住環境の安心安全へのリスクが高まることが予想される現計画では高齢者の多い近隣町民が当老人ホームの避難計画にも協力することは難しい状況です。

それ故、現建物の解体、及び老人ホーム建設の着工前に、老人ホームの経営者本人より町民に対し説明会を開催し、老人ホーム運営の目的、理念及び安全対策、避難確保計画を伝える様、事業者に向けて頂くことを陳情致します。

平成30年8月30日

葉山町堀内1487-4  
高 裕 光子  
090-9856-9350

住所 葉山町堀内1487

奥 間 純 子  
090-9856-6203

